

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直し結果
第7回ワーキンググループ検討分

2015年1月9日
国際協力機構審査部

1. 送電線にかかる電磁界の扱い

1. 1 本テーマに関して「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成致しませんが、WGでの議論を踏まえ、以下のとおりJICAの運用方針を整理しました。

< JICAの運用方針 >

- WHOのファクトシートによれば、送電線事業における低周波電磁界からの影響については、健康に支障がないレベルであることが確認されている
 - 低周波電磁界曝露の健康影響に関する科学的な動向は注視していく必要があるものの、現時点では、送電線事業において低周波電磁界からの影響を、環境社会配慮の項目として追加することは行わない
 - 送電線事業に関する住民協議で低周波電磁界による健康影響について被影響住民から懸念が挙げられた場合、JICAは、WHOのファクトシート等を参考に、実施機関が健康への支障がないことを説明できるように支援する
1. 2 第7回ワーキンググループにおける主要な提言は、上述の運用方針に含めており、その他はありませんでした。

2. 国内法とガイドラインに相違あった場合の取扱い

2. 1 「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」

問：プロジェクトの実施地における政府（国政府及び地方政府を含む）が定めている環境社会配慮に関する法令、基準が、国際的な水準と比較して著しく緩い場合等においては、どのような対応をとるのですか？

答：環境社会配慮ガイドライン 2.6.3.において規定している通り、「大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する。」こととしています。確認の結果、「適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。」（2.8.1.1.）ことになります。

2. 2 第7回ワーキンググループにおける主要な提言は、上述のFAQの修正を除き、ありませんでした。

3. 災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応

3. 1 本テーマに関して、「環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）」は作成致しません。

3. 2 第7回ワーキンググループにおける主要な提言

ワーキンググループ参加の各委員より、以下のような提言がなされました。

- 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。
 - ✓ プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合
 - ✓ プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発）
 - ✓ プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進）
- 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形・地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。
- 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。
- 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。

以上